

議案第12号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守屋輝彦

(理由)

育児休業をする会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る所要の整備を行うため提案するものであります。